

寄稿

# 被害者支援センターの活動 ～民間被害者支援団体の支援

全国被害者支援ネットワーク NNVS 認定コーディネーター  
公認心理師 林 貴子氏

全国48の支援センターは、さまざまな関係機関との連携を図りながら日々被害者支援活動を行っています。ここでは具体的な支援センターの活動がどのようなものかを紹介します。

はじめに、支援センターがどのように被害者等とつながるのかということです。支援の端緒は、電話相談などから以外に、警察からの情報の提供があります。全国47の支援センターでは公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けており、警察から直接犯罪被害の概要などに関する情報の提供を受けて、支援が開始される場合があります。情報提供を受けることで、被害後の早い段階で支援センターが被害者等につながることができています。

犯罪被害への支援というと、司法手続きに関連することがまず浮かびますが、支援センターでは、それだけではなく、心身の状態、経済面、生活面など被害者等の直面する問題全般に対する総合的で途切れのない継続的な支援をめざしています。

## 1. 支援の方法

### 1) 電話相談

犯罪被害に関する電話相談を広く受け付けています。犯罪被害は、身近な人には相談しにくいことも多いため、プライバシーが守られ安心して相談できる窓口として利用することができます。専門の研修を受けた支援員が応対し、相談の内容によって面接相談や弁護士・臨床心理士の専門家相談へ移行します。開設日や開設時間は都道府県の各センターごとに異なっています。

### 2) 面接相談

電話相談や他機関からの紹介、警察からの情報提供などを経て、センター面接室、相談者自宅、関係機関内の個室などで面接相談を実施します。面接相談では支援員が被害者等の心情を受け止めることを大切にしながら、被害についてや、被害後の状況について確認し、相談者のニーズの把握に努め、必要に応じた情報を伝えるなどします。被害者等の意思決定を尊重した上で、専門家相談へと移行したり、被害後の対処のための各種関係機関への付添い支援などへと移行する場合があります。

### 3) 直接的支援

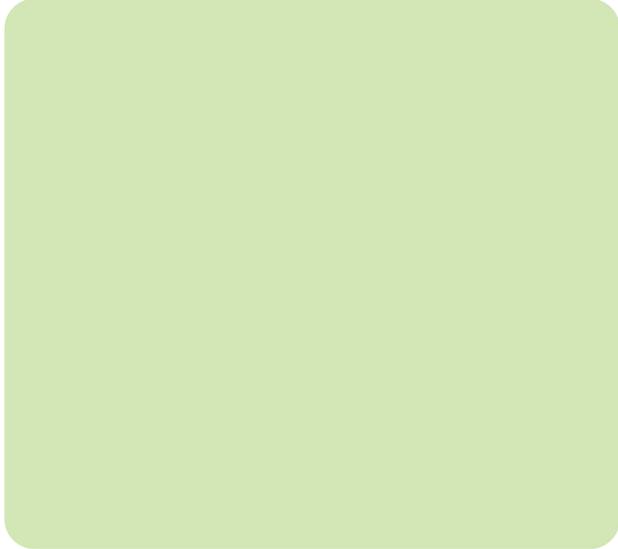
直接的支援は電話相談、面接相談などを経て、その後の被害者等への継続的支援として行われる具体

的な支援のことを言います。警察や検察庁への付添い、裁判の傍聴付添いや代理傍聴、弁護士相談の付添いなどの他に、各種手続きの手伝いや日常生活におけるサポート、専門家によるカウンセリングの付添いなどを行っています。各種手続きの手伝いについて例にあげると、自治体での証明書類の取得が必要な時に、支援員が犯罪被害者支援担当課にあらかじめ連絡を入れ、被害者等が窓口で一から説明をしなくてもいいように事前のコーディネートを行った上で、手続きに付添います。支援員が必要に応じて補助をすることで、被害者等の負担の軽減や二次的被害の防止につながっています。

その他に、犯罪被害者の自助グループ活動への支援を行っているセンターもあります。自助グループは被害者が集まって体験を話したり、思いを共有し支え合う場です。その活動の計画、場所の確保や事前準備などを支援員が行い、運営を側面的に支えています。

## 2. 支援の流れ

仮想事例を通して、支援センターの行う支援の流れの一例を紹介します。同じ罪名の被害であっても被害者等の思いはそれぞれであり、支援は同じではないので、あくまで一例となります。



被害者等のニーズに沿って行う司法手続きにかかわる支援以外にも、さまざまな具体的な支援のコーディネーターをします。代表的な例を紹介します。

①行政機関との連携

「引っ越しをしたい」という要望に対して、公営住宅の優先入居の手続きの補助

「住所を知られたくない」という要望に対して、住民基本台帳の閲覧制限手続きの補助

「見舞金を申請したい」という要望に対して、申請の補助

「後遺障害により身体障害認定を受けたい」という要望に対しての申請の補助

②他県の支援センターとの連携

「遠方で裁判が行われるが被害者参加する、傍聴したい」という要望に対して、他センターとの共同支援による、公判の際の付添い支援等

③犯罪被害者等給付金の申請補助

診断書、医療費領収書等申請に必要な書類を病院等で得るための付添いや警察への申請の補助

④教育機関との連携

学校生活を安心安全なものとするための配慮について学校に情報提供をしたり、ケース会議に参加するなど

3. 伝えたいこと～支援する側に求められること

私たちが日々の生活を過ごしている時、おそらくそれが、1週間後も1か月後も1年後も続くだろうと思っていてるものです。そのような日常が、自分に落ち度のない犯罪によって突然壊されてしまうのが、犯罪被害にあうという体験です。

事件後、被害者本人やその家族・遺族は、事件の捜査への対応、怪我やその治療など医療面への対応、他の家族のことやこれまでの生活の維持に支障をきたす生活上の問題、経済的問題など、経験したことのない対応を迫られます。また、今までの平穏な生活がこれからどうなってしまうのか、先の見通しが持てない不安を抱えます。被害によって、心身に大きなダメージを負った上、これらの数々の問題への対処をしなければならないことは、大きな負担となります。

被害者支援に携わる担当者が被害者等にかかわる時、目の前の被害者が、「普段の冷静な時の理解力・判断力で物事に対処できる状態ではないかもしれない、混乱しているかもしれない」という相手の状態への配慮と、細やかな心配りが求められます。

たとえば、相談を受ける際は、十分な時間をとり、相手のペースに合わせて聞き取りをする。制度の説明などはゆっくり丁寧に、資料などを視覚的に提示しながら進めるなどです。

被害者等は自分たちに落ち度のない犯罪であっても、犯罪被害を防ぐことができなかったことに対して自分を責めてしまいます。例えば「暗くても、いつも一人で帰っていたので、まさかこんなことが起こると思わなかったのですね」と掛けた言葉が「迎えに行かなかったあなたが悪い」と責められているように感じてしまうこともあります。支援する側が、被害者の思いを汲んだ対応について学んでいく必要があります。

私が被害者支援に携わるようになってから、たびたび助言を受け心に残っている言葉があります。それは、「被害者の声を聞いてください」「被害者の思いから自分の支援を振り返ってください」という言葉です。支援をする者として、被害者の思いを受け止める努力に終わりはありません。「誰もが温かく見守り支えていく社会を築こう」という共通の目標を持って歩を進めていくことが大切なのではないでしょうか。

